

令和2年第4回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

令和2年12月8日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 発議第3号 藤原勉市長に対する問責決議について
- 日程第3 議案第53号 本巢市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第54号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第55号 本巢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第57号 損害賠償請求調停申立事件の損害賠償額を定め和解することについて
- 日程第7 議案第59号 令和2年度本巢市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第8 議案第60号 令和2年度本巢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第61号 令和2年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第62号 令和2年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第63号 令和2年度本巢市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 発議第4号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均
7番	堀部好秀	8番	鏝本規之
9番	黒田芳弘	10番	白井悦子
11番	道下和茂	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	大野一彦
教育長	川治秀輝	総務部長	畑中和徳
企画部長	洞口博行	市民環境部長	久富和浩
健康福祉部長	高橋誠	産業建設部長	原誠

林政部長 饗場昌彦
教育委員会
事務局長 青山英治

上下水道部長 翠直樹
会計管理者 谷口博文

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長 成瀬敏和
議会書記 山本 憲

議会書記 大久保守康
議会書記 松井俊英

開議の宣告

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 諸般の報告

○議長（黒田芳弘君）

日程第1、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いいたします。

初めに、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 瀬川治男君。

○総務企画委員会委員長（瀬川治男君）

それでは、報告いたします。

12月1日午前9時から、本庁舎3階第1委員会において総務企画委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名が出席し、議案説明のため藤原市長、大野副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件1件の審査と協議案件2件の協議を行いました。

初めに、企画部関係の付託案件である議案第53号 本巣市基金条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

次に、企画部関係の協議案件である議案第59号 令和2年度本巣市一般会計補正予算（第7号）のうち企画部に属する予算について協議を行いました。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からは、一つ、新型コロナウイルス感染症対策関係の歳入のうち、国庫補助金の累計金額と市の負担額の内訳は。一つ、新型コロナウイルス感染症対策交付金事業の対象条件は。一つ、この事業は計画的でかつ効果的な事業でなければならないが、その計画はとの質疑がありました。

次に、総務部関係の協議案件である議案第59号 令和2年度本巣市一般会計補正予算（第7号）のうち総務部に属する予算についての協議を行いました。

執行部からは補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からは、一つ、消防費の災害対策費における防災用備品の計画内容は何か。一つ、災害時の非常用電源の確保だけでなく、サーキュレーターなどの設置のほか冷暖房関係の空調環境の整備についても必要ではないかとの質疑がありました。

以上、総務企画委員会からの報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

続きまして、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 大西徳三郎君。

○産業建設委員会委員長（大西徳三郎君）

12月2日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催いたしました。委員会には委員6名が出席し、大野副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件1件と協議案件5件の審査・協議を行いました。

審査・協議の前に、現地視察として林政部関係で2か所及び産業建設部関係で損害賠償請求調停申立て事件現場と東海環状自動車道建設工事現場の視察を行いました。

視察を終えた後に会議を再開し、初めに、産業建設部の付託案件である議案第57号 損害賠償請求調停申立事件の損害賠償額を定め和解することについての審査を行いました。

次に、協議案件である議案第59号 令和2年度本巣市一般会計補正予算（第7号）のうち、産業建設部に属する予算についての協議を行いました。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員からは、一つ、スマート農業技術実証農場設置事業の事業内容について、経営体の応募件数やリモコン式除草ロボット、アシストスーツの利用方法及びドローンの導入などについて。一つ、スマート農業技術実証農場設置事業に対する市としての今後の取組についてなどの質疑がありました。

続いて、上下水道部関係の協議案件4件についての協議を行いました。

議案第59号 令和2年度本巣市一般会計補正予算（第7号）のうち、上下水道部に属する予算についての協議では、執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からは、総合計画の後期基本計画の検討の中に健全な経営とあったが、健全とは何をもって健全と言うのか。一つ、コロナ感染対策として水道料金に関した方策が組み込まれていないが、今後実施する計画はないかななどの質疑がありました。

議案第61号 令和2年度本巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての協議では、執行部からの補足説明はなく、協議に入りましたが、委員からの報告すべき質疑はありませんでした。

議案第62号 令和2年度本巣市水道事業会計補正予算（第1号）についての協議では、執行部からの補足説明はなく、協議に入りましたが、委員からの報告すべき質疑はありませんでした。

議案第63号 令和2年度本巣市下水道事業会計補正予算（第1号）についての協議では、執行部からの補足説明はなく、協議に入りましたが、委員からの報告すべき質疑はありませんでした。

以上で産業建設委員会の報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

続きまして、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 若原敏郎君。

○文教福祉委員会委員長（若原敏郎君）

文教福祉委員会からの報告をいたします。

12月3日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしまし

た。

委員会には委員6名が出席し、議案説明のため藤原市長、大野副市長、川治教育長及び所管部局長のほか関係職員の出席を求め、付託案件2件と協議案件3件の審査・協議を行いました。

初めに、市民環境部の付託案件である議案第54号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

次に、議案第55号 本巣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

続いて、協議案件である議案第59号 令和2年度本巣市一般会計補正予算（第7号）のうち、市民環境部に属する予算についての協議を行いました。

執行部から補足説明があり、次に質疑を行ったところ、委員からは、一つ、現在の戸籍や住民票の発行件数はどれくらいあるか。一つ、コンビニ発行に必要なマイナンバーカードの普及率の現状とコロナ禍における発行数の傾向は。一つ、一般市民への普及率を上げるためのPR方法について、また自治会を通じての広報活動についての考えは。一つ、コンビニ交付サービス導入後のランニングコストは。一つ、コンビニ交付における利用料金の支払い方法は。一つ、コンビニにおける大事な情報等の取扱い及び管理料について。一つ、なぜ12月補正で対応しなければならなかったのかななどの質問がありました。

次に、協議案件、議案第60号 令和2年度本巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての協議を行いました。

執行部からは補足説明はなく、質疑を行いました。委員からの報告すべき質疑はありませんでした。

続いて、教育委員会関係の協議案件、議案第59号 令和2年度本巣市一般会計補正予算（第7号）のうち、教育委員会に属する予算についての協議を行いました。

執行部から補足説明があり、次に質疑を行ったところ、委員からは、一つ、宿泊を伴う修学旅行が実施できなくなった児童・生徒に対する旅行券の交付方法及び実施期間の想定は。一つ、中学3年生において5年後の二十歳になる頃に使用するものを今配付することについての考えは。一つ、中学3年生にとって受験の時期となるが、計画の立案等が負担とならないか、またその取組方法についてどのように指導していくのか。一つ、保育園等に設置する加湿空気清浄機等のコロナウイルス感染症に対する効果について。一つ、タブレット端末のインナーケースの取扱いについて。一つ、本巣公民館の空調施設改修工事の工期等についての質問がありました。

以上、文教福祉委員会からの報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

以上で諸般の報告を終わります。

発議第3号 藤原勉市長に対する問責決議について、12月1日付で4番 寺町茂君、6番 澤村均君、12月4日付で1番 高橋勇樹君から賛成者取消しの申出があり、同日許可をいたしましたので御報告をいたします。

日程第2 発議第3号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第2、発議第3号 藤原勉市長に対する問責決議についてを議題といたします。

発議第3号について、提出者に説明を求めます。

13番 若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

発議第3号 藤原勉市長に対する問責決議について。

藤原市長に対する問責決議について、別紙のとおり発案する。令和2年12月8日提出。提出者、本巣市議会議員、私、若原敏郎です。賛成者、本巣市議会議員 高田浩視議員、同じく河村志信議員。これより3名は後日、賛成者取消し申出書が提出され、受理されています。賛成者、本巣市議会議員 高橋勇樹議員、同じく寺町茂議員、同じく澤村均議員。次に、賛成者、本巣市議会議員 瀬川治男議員、同じく上谷政明議員、同じく大西徳三郎議員、同じく鏝本規之議員。本巣市議会議長 黒田芳弘様。

提案理由としまして、令和2年第3回本巣市議会定例会において、議案第42号 本巣市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の審議前に建設位置を特定された測量業務の入札が執行されたことは、議案を審議する議会を形骸化すると等しい行為であり、市長としての責任は極めて大きいものであり議会として決議する必要があるため、提出するものであります。

続きまして、藤原市長に対する問責決議（案）を読み上げます。

令和2年第3回本巣市議会定例会において、議案第42号 本巣市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の審議前に新庁舎建設位置を特定した測量業務の入札が既に執行されたことは、議案を審議する議会にとってその整合性が保たれていない状態であった。これは議会を冒瀆する行為であったため、執行部に対して猛省を強く求めるための要請書を、令和2年9月29日に議会として市長に提出した。

この要請書を踏まえた執行部からの対応を見守ってきたが、要請書の提出後2か月余りが経過した今日において、市長の議会に対する丁寧かつ適切な説明や回答はないことから、市民の代表である議会としてこのまま放置することは市民の負託に応えることができないものであり、執行部職員を任命し、指導、監督する立場である市長の責任は極めて大きい。

よって、本議会は、藤原市長が原因の徹底究明を行い、組織を挙げて再発防止に努めることを求めるとともに、市政の最高責任者としての責任を問うものである。

以上、決議する。

令和2年12月8日、本巣市議会。

以上であります。この決議に御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

7番 堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

発議第3号の提出者に対し、質疑をさせていただきます。

令和2年第2回の本巢市議会におきまして、この際に全員協議会があり、初日と最終日の2回にわたって新庁舎に関する説明がありました。その中で庁舎建設スケジュールがあり、その中には事業認定申請について8月から行うことが記載してあります。そして、同じく第2回の本巢市議会において第3回補正予算が上程されておきまして、その補正予算の説明の中にも財産管理費として庁舎整備事業における事業認定図書作成委託料、用地測量業務委託料、地質調査委託料及び庁舎オフィスレイアウト設計委託料の新規計上が記載されております。

この庁舎建設スケジュールと、それから第3回の補正予算の説明を聞いた上で議会は補正予算を可決・承認していることと思います。今、提出者が整合性が取れないということと言われるのは、どの部分でしょうか。それは法的に取れないのか、また行政手続的に取れないのかお聞きしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

先ほど読み上げましたとおり、9月議会の議案第42号 本巢市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例が提出されました。これは、その前に測量業務が行われているということは、確かに予算は認めているんですが、その場所がまだ決まっていないところに測量業務の入札をすることはやはり順序が違くと、そういうことを思って、皆さんからもそういうことでやはり納得できないということでありました。

そういうことで、順序的に確かに違うということになっております。

[「整合性のレベルの話。法的なのか行政手続上なのか」と呼ぶ者あり]

[「それはルールや」と呼ぶ者あり]

地方公共団体は、その事務所の位置を定める、またこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。その定めるに当たって、その条例を制定し、また改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。この同意を得なければならない行為ができていないのは、やはり違法だと思えます。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

7番 堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

私は、法的にも行政手続的にも整合性が取れないというふうには思っておりませんので、要請書

が出される前に対しても執行部から謝意を表されたことで十分ではないかなというふうに思っております。

提出者がそれ以上のことを求められるとして、どういうことを適当として求められているのかお聞きします。

○議長（黒田芳弘君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

入札業務は総務部関係で行われておりますので、私、今、問責決議は市長に対して出しておるんですね。その行為が市長がどこまで認識されていたか、どこまで指示されていたのか、それはちょっと分かりかねますが、議事機関としては、根拠の有無を問わずに執行部が行った行為の全ての責任は任命権者の市長にあるということで、市長に対しての問責決議を出しております。それは議員としての役目だと思っておりますので、執行部を監視するための我々議会でありますので、それはやはりはじめをつけていかなければならないと、こう思っております。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに提出者に対する質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

11番 道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

3点ほどお聞きしたいと思います。

まず市長は、新庁舎建設は合併特例債使用期限が定められている中で時間的な制約もあることは、これまでの説明や配付された主要工程に付されておるとおりですね。除外申請や事業認定などの手続を進める上で必要なことから、測量業務の補正予算の可決を基に完成期限までの工程に鑑みて、測量業務の入札を執行したものです。一連の手順は間違っていないものの、拙速な執行と思われる意見が出されたことに対しては、配慮が足りなかったと陳謝をされております。

位置の決定と測量業務の入札は、これは執行権の範囲でございます。提案された位置決定と測量業務の予算の賛否は、これは議会の議決権でございます。今回の位置決定と測量業務の入札の行為が、ここからお聞きするところですが、議案審査との整合性が保たれていないなどに等しい行為、議会を冒涇した形骸化する行為、これに結びつく結論されたのは、何をもちて問題提起されたのか。これ1点目。

2点目、入札が条例改正の前に執行されたことが拙速であると思われたこと以外に位置決定の議決に与える要因があったのか。また、市民の代表である議会としては、このまま放置することは市民の負託に応えることができないとすることは、入札執行が拙速な執行で市民の負託に応えられないとして予算執行の手順に疑義の要因が発生する可能性がもしあったとすれば、なぜ補正予算審議において充実かつ慎重を期して市民の負託に応えようとは考えなかったのか。その手法としては、議員の権利において予算案に付随的な事項を付記しておくことが、議員が市民の負託に応えること

であります。そうしたことは考えられませんでしたか。

○議長（黒田芳弘君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

今、3点と言われましたが、ちょっとなかなか意味不明のところ、私が理解できないところもありまして、合併特例債に間に合うために急いでやられたということは私もよく理解できますが、条例で位置が決まる前にその入札業務をされたということ、これは、もう執行部なら、以前からその順序は分かっていると思うんですね。合併特例債まで逆計算してやるには、いつこの条例改正をしないかかと。それと、条例改正をしてから、予算はもう既に補正予算で決まっていますので、その場所で執行するというのが順序だと。これは前々から言っていますし、この条例案の中にも書いてありますが、そういう順序が必要だと。入札が位置を決められたというのは、特別委員会の中でその位置がいいだろうという大方のところは決まっていたかと私も認識しておるんですが、最終的に執行機関は、やっぱり法に基づいて順序立ててやっていくのが本当だろうと思います。その点、整合性が取れていると言われるけれど、私、整合性は取れていないと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

11番 道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

だから、その整合性の問題ですけど、この位置の決定については、これは市長の権限なんですね。市長が位置を決定してそれを条例改正の議決に付すわけですから、議員はこのときに権利を行使するわけです。位置を決定しないのに条例改正も出せないでしょう。だから、その位置を決定と測量の入札業務においては、これは執行権の範囲なんですよ。ちょっと今言われることは、そこら辺がそれこそ整合性の取れない問題ではないかと。

〔「そんなら議会要らんやないけ」と呼ぶ者あり〕

黙っておりなさい。

〔「何を黙っておるんや」と呼ぶ者あり〕

○13番（若原敏郎君）

議長、止めてください。

○議長（黒田芳弘君）

御静粛に願います。

〔挙手する者あり〕

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

先ほども申しましたが、位置が決定するには、本条例の制定に対しては市役所の問題ですので、議席の3分の2以上の者が同意がなければ決定はしません。幾ら我々がそういう話を持ち出しても、

やっぱり行政機関としてはその条例改正が3分の2以上で可決された場合に決定するものであって、市長がそこまで権限があるということは、私はないと思います。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

先ほどから申し上げますけど、決定と議決は違うんですよ。決定をしたからこれを議案として上程をして、それに対して議員はそれがその賛否を問うて、いや、これは自分の思いと違うんなら、これはそこで反対をするわけなんですよ。これが流れです。

〔「全然議会を分かっておらん。提案をしてそれを審議するのが議会や」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

御静粛に願います。

○11番（道下和茂君）

じゃあ、なぜ、先ほどから言ったようにそういう懸念があったなら、補正予算を可決するときになぜ付随事項をつけなんだ。

これが市民の負託に応えること、私はそう思うんですが、どうですか。

○議長（黒田芳弘君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

私と道下議員は……。

〔「考え方の違いや」と呼ぶ者あり〕

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

そうやって言うわけにはいきませんが、やっぱり基本的に考えが違いますので、予算を決めるときは予算を決める。その場所はどこで、決まったところで測量業務をするということが筋だと思っております。やはり、ちょっと考え方が違います。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

今回の今の説明、あくまでも本巢市議会は、議員としての市長の追認機関ではないというふうに思っておりますけれども、そのことは賛成討論、反対討論のところで述べたいと思っております。

ただ、今、議長から3名の取消しの要請がありました。

要望書というのかな。これが提出されて、それで賛成者取消し申出書というものが議長として受理をされたということでもあります。

これは当然、若原議員が提出者として賛成をお願いしますとって議員各位に内容も全部説明をして、そしてその後に、それを議員としての責任において賛成者として署名をしたものと私は理解しておりますし、私はその思いで最後に書かせていただきました。これだけの多くの方たちが賛成に署名しておるなら、私も一議員として賛成、私は本当は問責決議には賛成者として連ねたくなかった。私はもう少し上のあれには思っておったんですが、議員各位がそういうふうならそれに賛同しましょうという思いで賛成者にサインをしたわけであります。

そして、そのことが議会に出され、そして議運の中でこれをよしとして受理され、そして今、委員長が報告の中で賛成者としての名前を全部読み上げたわけであります。これは、読み上げる前に議会の、また議員に対して配付をされていたわけであります。その後に、この賛成者の署名の撤回願が出たということにおいては、これは議会人として、またすごい問題だなという思いを私はしましたので、いろいろな関係各位のところに連絡をして、意見等も聞きながら判断をして今お尋ねをするわけであります。

そういう中において、当然、議員は議員の権利として、この提出することにおいては議員の権限として何ら問題はないと思うけれども、どういう理由でこの提出の撤回を求めてきたのか、その理由について提出者に対してお尋ねをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

それでは、今、提出者に対する質問ということで質問を受けましたが、私は提出者でありまして、確かに取消しの連絡はありました。ありましたし、理由については、やはり個々の考え方がいろいろあるということになるほどなと思うこともありましたし、また、ちょっと引き止めたいなということもありましたけど、私には拒む権利はありませんので拒みませんでした。

議員一人一人の責任においてやられたことでありますので、私からはお答えできません。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

8番 鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

当然、提出者として、賛同を得るためにはそれなりの内容について説明をなされたと思います。そして、その説明に賛同をした方がここに署名をされたわけであります。それがどういう形でこの賛同者に対しての取消し、当然その理由は、提出者に対してあってしかるべきだと思っております。

私がいろいろなところからお聞きしたこと、どうしてこれが出されたのか等々のことをいろいろと聞き及んでおることがもし事実とするなら、これは一大事ということに相なります。

今回のこの提出案件については、極めて簡単な内容であります。提出者が、これ提出者は市長であります。内容については予算についてもいろいろなことについても、提案権は市長にあるわけがあります。その市長が提案した内容について審議をして、そしてよしとするのが議会の役目であり

ます。今回は、議会の議決を得ない中において予算を執行したことについてのルールが違っているのではないかと、この単純なことに對して反省の弁がないということに對しての間責決議であり、ルールがどうのこうの、ルールはもう明らかに簡単なルールなんだと。議会というものは市長の、また行政の追認機関ではない。行政が出されたものを全てよしとするなら、議会そのものは要らないということになります。ですから、その中で質疑応答、議論をして、そして決定した事項について、なおかつその行事が適正に行われているかを監視するのが議員の使命だと思っております。そういう中において、どうしてこの取消しが出されてきたのか。もしここで聞くことができるのなら、議長にお願いをして、出した以上、責任あって書いたものを提出、こうやって出てきたものに対する理由と云々というものがここには書かれていないのでお聞きしたいと思っておりますので、議長、よろしかったら一人一人に對して説明を求めるようお願いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

鏑本議員に申し上げますが、ただいまの審査内容につきましては提出者に対する質疑でございますが、当然、冒頭に申し上げましたように、私のところ宛てに取下げの申請書というものが出されたわけでございますが、これにつきましては、理由はどうあれ議員の、僕も初めての経験でいろいろ調べたわけでございますが、これは議員の権利であって取下げを申請することはできるということでありましたので、議長としては理由は聞くことなく受理をいたしました。許可とかの問題ではなくて、許可のそういうことではないです、これは、受理しなければならないということになっておりますので、受理はいたしました。以上です。

[挙手する者あり]

8番 鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

それでは、提出者が読み上げて、そして3名についての署名の取消しの願いがあったということがありましたので本来であれば提出者に聞くのが本意ですけれども、提出者も内容についてはあまり詳しく聞いていないということでもありますので、そのことが聞きたく今質問したわけでありますけれども、提出者に対しても答弁をする機会もまだあるかないか分かりませんが、少なくともこの賛成にサインをした人は、このとき取り消して、取り消したからといって反対に回るわけじゃないだろうとは思っておりますけれども、もし反対に回るようであるとするなら、その意向等を反対討論の中で述べていただくことをお願いして終わります。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はございませんか。

いいですか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

7番 堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

発議第3号 藤原勉市長に対する問責決議について、反対の立場から討論に参加します。

新庁舎の建設に関しましては、昨年の第4回本会議においても、今年の第2回本会議においても、全員協議会で執行部から説明があって、その中には新庁舎建設スケジュールも記載されており、議員各位におかれましても、令和5年末までの合併特例債使用期限を考慮するという大変タイトなスケジュールになることは十分認識されておられたことと思います。

また、第2回の議会の説明では、6月に位置決定、9月に議会承認、用地については7月、8月に説明内諾、事業認定については8月からというふうに記載がされておりました。この6月の位置決定ですけど、議会の特別委員会の決定を受けて、執行部が位置を1か所に決定されたということだというふうに思います。これがまだ候補地が2か所も3か所もあって、執行部が勝手に1か所に決定して測量業務を発注した、そういうことをされればこれは大変な問題だというふうに思いますけど、候補地は議会の意向を踏まえて1か所に決められておって、その上で測量業務を発注した。そして測量業務というのは、タイムスケジュールどおりに事業認定の一環として発注された業務であります。そのことが条例案が可決されることを見越した発注であり議会軽視だと言われていますが、もし9月の議会でこの議決によって条例案が否決されれば測量業務は契約不履行になって、市は業者に対して契約約款に基づいて損害賠償をすることになりますが、そのときには市だけではなく、第3回補正予算を可決・承認した議会にも責任を問われることと思います。否決されればそういう手続を取るようになって、あくまでも新庁舎の位置の決定権は議会にあって、議会の意思決定の余地は十分にあったと言え、決して議会軽視とは言えません。

このことから議会からの要請書に正式回答がないことは理解でき、議員各位に誤解を与えたのなら陳謝すると口頭で謝意を表されたことで十分ではないかと私は思っております。

それに、位置の条例案に賛成された議員各位は、測量業務を問題視されたんでしょうか。賛成討論では、一人もそのことを問題とはされませんでした。それならば、一事不再理の原理もあり、再度問題とすることは疑問を持ちます。

さきの一般質問で鏑本議員が、住民の多くの意思ならば、議員として意図しないことも尊重しなければならぬというような発言をされました。位置決定条例案提出の前に測量業務が発注されたこと、これは6月議会の一般質問にも出ましたし、その後いろいろあって広く市民の方の知ることになりましたが、私のところにはそのことについて問合せや苦情は一件もありませんでした。

新庁舎の位置が決まってよかったという意見ばかりでした。今回の問責決議案に対して、市民はどう思われるんでしょうか。議会のメンツより早く事業を進めてくれとの意見が、私は多い気がしております。私は、市民にとって何が一番いいのかを考えて議員活動を行ってきましたし、今後もそうするつもりです。今回の件は、市民の利益を考えても、市の将来を考えても問責に問うのはお

かしいと判断し、この決議には反対します。議員各位には冷静に適切な判断をしていただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま反対の発言がありました。
原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 高田浩視君。

○3番（高田浩視君）

賛成の立場から、私の1回生としての思いを述べさせていただきます。

私は庁舎整備検討特別委員会の委員としてこの1年間、本当に真摯にこの庁舎建設に取り組んできたと自負しております。そして、9月の議会において出された結論は、今考えられる最高の結論を出したと、私は信じています。そして、これからも市長をはじめ職員の皆さんと議員の皆さんと、そして何よりも市民、住民の皆さんと一緒に、これから何十年にもわたって本巢市の市民の安全・安心を守るような、最高の機能を発揮するような庁舎を造り上げていきたいと、そういう思いです。

そういう中でかくのようなことが指摘されました。私は、9月の議会で賛成をさせてもらう上で、検証すべきすべは検証してくださいというお願いをいたしました。これは今、私は、市民の方の中には、やっぱり私の中では説明できない部分が確かにあります。今堀部議員のことを聞いていても確かに今整理をしっかりできませんけど、理解できる部分もありますが、しっかり市民に私が説明するのではなくて、行政の方はしっかりしてもらわないとこの混乱は収まらないんじゃないかというふうに思っています。はっきり、これからの行政に求められるのは、しっかりと情報開示と住民説明が一番何よりも大事だと思います。今の本巢市も含め、私たち議員はそれを怠っているんじゃないでしょうか。

私は議員になって3年目です。10年にわたって本巢市を支えてみえた市長に対してこのような行為をするのは、大変責任が重いということは自覚しております。その覚悟はしてここに臨んでいるつもり。私はこれを市長にお願いする上で、やっぱり私も出した責任を全うできるように、これを私は退路を断ったつもりでお願いするから、情報開示、次に説明責任をしっかり果たしていきたいという思いで、このような行為を改めて情報開示と説明責任をしっかり果たすという意味で賛同させて提出させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論ありませんか。

[挙手する者あり]

11番 道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

発議第3号 藤原勉市長に対する問責決議について、私はこの提出された問責決議は、議会の権利を拡大解釈するものと異論を持たざるを得ません。よって、反対討論を行います。

議会の基本的な権限である議決については、地方自治法第96条第1項において、法律またはこれに基づく政令により議会の権限とされたものに限るといふ、こういう制限列举主義が取られておるのは御承知のことかと思ひます。議会は、普通地方公共団体の意思決定機関ではあるものの、議決権と執行権を混同しないために、議決できる権利は、自治法または政令で明確に議会の権限とされたもの以外は予算執行権者の長に過度の制約を加え、その執行について自由裁量権を否定することになることから、長その他の執行機関が自らの地方団体における団体意思の決定を行うものとされております。通常、地方公共団体が行う契約の締結におきましては、議会の議決を得て成立した予算に基づき予算の執行が行われるもので、執行機関である長に限りこれは行うことが可能となっております。

本巣市議会の団体意思決定は、庁舎整備検討特別委員会が付託された事件の会議内容や会議の進捗状況を全議員出席される会議で報告を行いながら慎重に調査や検討などの議論を重ね、庁舎の位置決定がされた。そのことは6月9日と6月30日の全員協議会で位置の決定について委員長報告が行われ、委員長報告に対する意見を求めたところ、議員からは、砂利採取跡地購入に關しての意見のほかには反対意見はなく、庁舎整備検討特別委員会の位置決定が議会の団体意思決定として了承がされたことと解釈をしております。

市長は、新庁舎位置の決定について学識者などで構成された庁舎整備検討委員会の答申や議会の庁舎整備特別委員会の決定を尊重し、本巣市庁舎基本方針の内容を踏まえて熟考された上で、これからの本巣市の行政の中心として最も適した場所を決定され、後日、位置の決定について条例改正議案を会議に上程され、会議に諮り、賛否を求め、条例が可決をされております。

議会の会議において、測量業務の補正予算審議は議会の団体意思決定などや位置を改正する条例が議決に付されることを議員各位は既にこれは御存じのことであり、既知の事実でございます。そうしたことを考慮した結果、測量補正予算が、私は可決されたと思っております。

新庁舎の位置を改正する条例改正議案の議決前に入札が行われることで、位置改正の条例議決にも影響を及ぼす要因があると考えらるなら、なぜ令和2年第2回定例会において、測量などを含む総務管理費の補正予算が議案として上程された折の審議の段階で、位置の条例改正が議決に付され可決されるまでは入札を執行しないよう、法的拘束力はないものの付随事項を付記し、補正予算の可決をしておく必要があったと私は考えます。議会は、議案審議の充実を図ることこそ市民から負託を受けた議員の責務であり、円滑な議会の運営の在り方です。そうした議員としての責務を果たさなかった、これ議会側にも反省する点は、私はあると考えます。

新庁舎建設は、言うまでもなく合併特例債使用期限までに時間的な制約が課せられ、全議員に配付された資料の主要工程に付されておりますように、除外申請や事業認定などの手続を進める必要から、当該予算の可決後に執行されたこととあります。入札執行が議会の承認がない中で行われるとする問題提起については、6月議会で測量業務の予算は可決されています。全ての入札の執行が議会の承認を得るものではなく、その予算を承認することが議会の議決権でございます。議会の形骸化するものではなく、整合性は保たれております。

議案を審議する議会を形骸化すると等しい行為に結びつき、議案を審議する議会にとって整合性が保たれないとすることには、これはなりません。拙速な予算執行と思われたことに対しては、既に本会議、全協において担当部長、副市長が陳謝されております。議員各位はこのことを真摯に受け止め、測量業務入札の執行に対しては一定の理解が示され、位置改正の条例改正の折にも入札が執行されたことに異議があるとした反対討論もありましたが、議員各位が賢明な英断をされた結果、庁舎位置改正条例議案が可決をされております。

市長からは、今定例会において、拙速な執行と思われたことに配慮が足りなかったと陳謝をされております。自治法や政令に定められた市長としての執行を行ったことであり、間違った行為を行ったことではありません。議案審査との整合性が保たれていない状態ではなく、議会を形骸化する行為でもありません。市長による違法な執行があったことではなく、これ以上原因を徹底究明し、市長の責任を問うことではございません。よって、以上の理由をもって藤原市長に対する問責決議は自治法による執行権の範囲での行為であり、整合性を伴わないとする議会の権利を拡大解釈した決議書であります。本議案には強く反対をいたします。

以上で私の反対討論とさせていただきます。何とぞ趣旨を御理解の上、御賛同賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

ただいま議題となっております問責決議について、賛成の立場から討論に参加をさせていただきます。

賛成の意見、また反対の討論等を聞いております。反対の討論の方々の言い分を聞いていますと、どうも今回の問責決議とはかけ離れたところで議論をされているように思われてなりません。今回の問責決議については、提出者が述べたように、1つの形としては庁舎の場所がまだ正式に決まっていなくてもかかわらず、その場所が決定されたかのごとく測量の入札行為が行われたことについて、これはルールとして間違えではないかということに対する問責であります。

たとえあの場所が議会で承認されるということが内々で分かっていたとしても、議会の立場としては、それを議会の中において多数決で定め、それで決定したという形が本来の議会の姿であります。その本来の議会の形を無視するがごとく、決定をする前にその場所があたかも決定されたかのごとく入札行為を行ったことにおいては、順序が違うということだと私は思っております。そのことについて全議員に、私が議長のときに全議員に対して説明をして、そして全議員の中から1人を除き全員の方の了解を得て、市長さんに対して要請書というものを提出させていただきました。この要請書の中身にも、きちんとそのことが明記されております。そして、反省を強く求めるという

ことの要請書であったと思っております。

それから若原議員の提出理由にも書いてあるけれども、2か月有余にわたり、市長からの反省文、また謝罪等がないから、前に提出したものに対する反応がゼロというのはいかがという思いの中から、今回、問責決議が提出されたと思っております。

庁舎の場所を早く決めなければいけないということについては、私も含め多くの議員各位は承知しておられました。よって、私が議長のとときに、その条例改正案について委員会付託を省略させていただいて、質疑応答も少なくして、議会最終日に決定をするのでは予算の計画が少し遅れる可能性もあるということで議員各位に御理解をいただいて、開催日から3日目の議会の中においてこの条例の改正案を採決したわけであります。そのことは、議長としても、また議員の方たちも承知の上で、3日目の本会議において可決をされたわけであります。

残念ながらその前に入札事項が行われたことに対して、議会として異議申立てをしたわけであります。当然、そのことについては、副市長も担当者であった総務部長においても配慮が足りない等々の謝罪がされておりました。残念ながら、その執行を指示した当事者である藤原市長さんからは、何の謝罪・提言もありませんでした。

私としては、藤原市長を誕生させたという自負があります。私は育ての親だという自負もあります。

〔「全然」と呼ぶ者あり〕

勝手に思っておる。ですから、藤原市政に対していろいろな形で協力をしてきた中において、このことだけは少し反省を求めたいという思いから提出をし、今回の案件においても賛成をしたわけであります。当然、本人もこのことがよからぬことだということは、市長として私は分かっていたと思っております。

藤原市長は、県職員のときに議会の事務局長をやっておられましたので、議会というものがどういうふうのものであるかということは百も承知の上であったと思っております。また、私のところに入ってきている情報等々によりますと、市長もそのことが分かっていたから、今回の問責決議においては賛成した議員一人一人のところ、全員とは言いませんが、そこに直接電話をかけ、どうか賛成に加わらないようお願いをしたというようなことが、風の便りに聞こえてきております。もしこれが事実だとするならば、遺憾なことであると思っております。

○議長（黒田芳弘君）

鏝本議員に申し上げます。

ここは本会議場でございます。風の便りの御発言はお控えください。

○8番（鏝本規之君）

それでは、確信を持ってそういうことをしたというふう聞いております。誰から聞いたかも、名前を述べよというなら述べさせてもらいますけれども、ちゃんとその旨の証拠も私の中にあります。

本人がそれだけのことを心の思いの中にあることについて、どうして反省の弁を述べないのか、

これは私はよく分かりません。また、今回のこの問責決議は、市長に対しての問責決議でありますけれども、これをもし不とするならどうということになるかということを見ると、私としては不安であります。私の思いとしては、職員を守るための問責決議だというふうに思っております。上に立つ者は下の者に対して命令をすると、下の職員はそれに従わなければいけない。国でもいろんな問題があつて、書類の改ざん等を上司から命令されて、本意ではないけれどもやったことに対して職員として恥じる場所があつたということで、貴い命を自ら取つた職員がおられます。もしこのことを、このルール違反を無視したことを、もしこれをよしと議会でするとするならば、これからの職員に対して市長の命令は絶対ということになり、職員はそれを阻止することもできなくなるであらうというおそれがあります。

よつて、私は、この問責決議においては市長に反省を求めるための問責決議であり、また、職員に対して、職員の立場を議会として守るということの意思表示のためにも、ルールをきちんと守つた中において行政を執行してもらふようにという強いメッセージだということで、賛成の討論とさせていただきます。

議員各位におかれましては、いろいろなこじつけではなく、ただ単にルールを守つて行政を行つていただきたいということでもありますので、議員各位においては議員とは何かということを自分の中で問うて、私の意見に賛同していただくことを切にお願いをして、賛成討論といたします。終わります。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

〔挙手する者あり〕

5番 河村志信君。

○5番（河村志信君）

これより採決に入るとは思いますが、発議第3号、問責決議案に同意し、賛成の署名をした立場ではありますが、その後も私なりに決議案に対して深くいろんな方面、いろんな形で考察を繰り返してまいりました。

また、今日、議員諸氏より熱い質疑、それから賛成討論、反対討論を拝聴し頭の中で整理するうちに、迷いが生じました。正直なところでは、議員として冷静で適正な判断をするちょっと確信が持てなくなりましたので、採決に関しましては退席をさせていただきたいと思つています。

○議長（黒田芳弘君）

どうぞ。

〔5番 河村志信君 退場〕

ただいま河村議員が退席をされましたので、出席議員数は15人であり、定足数に達しております。これより発議第3号を採決いたします。

なお、起立でない方は反対として取扱いをさせていただきます。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立少数でございます。したがって、発議第3号 藤原勉市長に対する問責決議については否決することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。10時40分から再開をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

午前10時29分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開をいたします。

河村議員が議場に戻られましたので、ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

日程第3 議案第53号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

続きまして、日程第3、議案第53号 本巣市基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第53号については総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 瀬川治男君。

○総務企画委員会委員長（瀬川治男君）

総務企画委員会に付託されています議案第53号 本巣市基金条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員から、一つ、奨学基金における奨学金交付対象者の学力優秀の基準と奨学金の交付金額は幾らかとの質問に、畑中茂樹奨学基金の扱いと同様で、交付額は月額1万円で、選考基準は、学習状況は1から7、7点の点数で判定し、経済状況は世帯の合計所得金額の状況により判定し、選考委員会で選考するとの回答がありました。

次に、奨学金交付対象者の人数制限は何人か。また、大学等高校進学者以外には対象とならないかとの質問について、現行では1学年3人であり、人数制限があります。また、対象者は、大学は含まず高校、高専及び特別支援学校のみが対象であるとの回答がありました。

次に、この奨学金制度のPRはどのようにしているのかとの質問について、中学3年生を対象に学校を通して説明しているとの回答がありました。

また、この基金条例が改正され2つの基金となった場合の取扱いの方法はどの質問に、対象者を3人から4人に変更し、半々に振り分けるよう検討がされているとの回答がありました。

次に、毎年4人に交付された場合、この奨学金はいつ頃まで対応できるのかとの質問に、吉村尚奨学基金が加われば1,600万程度の残金となるため、当分の間は対応できるものと思われるとの回答がありました。

以上、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第53号 本巣市基金条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第4 議案第54号及び日程第5 議案第55号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第4、議案第54号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について及び日程第5、議案第55号 本巣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第54号、議案第55号については文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 若原敏郎君。

○文教福祉委員会委員長（若原敏郎君）

付託案件、議案第54号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

議案第54号については、執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員からは、一つ、

負担の適正化を図るための改正であると思うが、どれくらいの対象者数に対して負担の適正化が図れるかとの質問があり、執行部からは、地方税法施行令の一部改正による影響や不利益が生じないようにするための改正であるため影響は少ないが、基礎控除額が33万から43万円に上がることで、自営業者では減額対象となる人数が増える旨の説明がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、付託案件、議案第55号 本巣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からの報告すべき質疑はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

議案第54号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は、自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第54号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第55号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第55号 本巢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第6 議案第57号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第6、議案第57号 損害賠償請求調停申立事件の損害賠償額を定め和解することについてを議題といたします。

議案第57号については産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 大西徳三郎君。

○産業建設委員会委員長（大西徳三郎君）

付託案件、議案第57号 損害賠償請求調停申立事件の損害賠償額を定め和解することについての審査の経過と結果について報告をいたします。

議案第57号について、執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員からは、一つ、宅地造成時の締め固めの悪さが原因で地盤沈下したものではないか。一つ、調停ではなく裁判でやるべきではないか。一つ、市側の水路管理に原因があると認めているのであれば、裁判まで行う必要はないのではないかなどの質疑や意見があり、執行部から、水路の破損による土の流出が原因であるため、ブロック積みの損傷部分のみに対して補償するものである旨の説明がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 澤村均君。

○6番（澤村 均君）

これ、今裁判にするのか和議で済みますのかという問題ですけど、この原因の究明が徹底的になされたのかということを見ると、今のお話の中でもそうですけど、やっぱり地盤の締め固め、その土留めの仕方が悪かったからということをも水路の維持管理の問題にすり替えているのではないかと

ということが思われます。

私も一応土木屋なので、物の道理からいきますと、これは例えば岐阜市の場合でいいますと、水路敷きまでは必ず強固なもので土留めしなければならないという基本があるわけです。ですから、水路が云々じゃなくてこれは土留めに問題があり、地盤・宅地造成に問題があったということで、この案件に対しては徹底的に闘うべきだと思います。以上です。

〔「質問しないかん」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

今、委員長に対する質疑であります。

○6番（澤村 均君）

ごめんなさい。委員長でした。

よって、この件に関して全員一致でこの案件は通したということなんですけど、反対意見というのは全くなかったものなんですか。

○議長（黒田芳弘君）

委員長 大西徳三郎君。

○産業建設委員会委員長（大西徳三郎君）

この案件につきましては、午前中に現地視察をいたしまして、現地におきまして執行部のほうからパネル等を用意してもらって詳細の説明を受けた後、その過程において午後から委員会を開いて、この事案について審査をいたしました。そのことによって、締め固めの悪さが原因という話もありましたけど、それはそうかも分かりませんが、市が責任を負うのはブロック積みの破損したそのことについての責任を取ると。地盤沈下、その後のことは市は関係ないと。だから、ブロックの破損したそこには市が瑕疵があるということを市が認めておりますので、そこだけの責任を取ると。そういうことでいろんな意見は出ましたが、最終的にはそのことは委員としても全員賛成をするということで決めたことでもあります。以上。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑じゃないけど」と呼ぶ者あり〕

鏑本議員におかれましては産業建設委員会の委員でございますので、全会一致ということでこれは可決しておりますので……。

○8番（鏑本規之君）

継ぎ足す。説明の仕方にちょっと間違いがあってはならないから。

○議長（黒田芳弘君）

どうぞ。

○8番（鏑本規之君）

早い話、私が賛成、全会ということになっているけれども、全会一致においては、市のほうから自ら和解案として金額を提示してしまったから、市の瑕疵を市が勝手に提示したから、これはやむ

なくこの案件については同意をするということなんだ。私の同意はですね。今後ともお願いをしたいのは、裁判でも何でも結構なんですけれども、最終結論を出す前に議会のほうに対してこういう案件であると、こういうふうのことで和解案を申し出たいというようなことを議会のほうに報告をしてもらった後に和解でも何でもやらせてもらえば結構だと思うけれども、提示しちゃった後では、それを撤回するわけにもいかないということなんです。

前にも帝人ボルボの一件があったように、帝人ボルボという車は世界でも丈夫な車であって、舗装していないところを走ったらオイルパンが壊れたということで、道路管理が悪いということで100万円を払ったという事案がある。これはどう見ても納得ができない。何キロで走っておるんだという話になるわけですよ。ですから、そういうこともありますので、議員は議員としての承認する以上は責任がありますので、これからそういうことをしていただきたいというお願いの下に賛同したということを、委員長においては付け加えておいていただけると幸いかと思っております。

○産業建設委員会委員長（大西徳三郎君）

はい。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

産業建設委員長は、自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第57号 損害賠償請求調停申立事件の損害賠償額を定め和解することについては原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第7 議案第59号（質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第7、議案第59号 令和2年度本巣市一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第59号 令和2年度本巢市一般会計補正予算（第7号）については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第8 議案第60号（質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第8、議案第60号 令和2年度本巢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第60号 令和2年度本巢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第9 議案第61号（質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第9、議案第61号 令和2年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第61号 令和2年度本巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第10 議案第62号（質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第10、議案第62号 令和2年度本巣市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第62号 令和2年度本巣市水道事業会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第11 議案第63号（質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第11、議案第63号 令和2年度本巣市下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第63号 令和2年度本巢市下水道事業会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第12 発議第4号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第12、発議第4号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書についてを議題といたします。

発議第4号について、提出者に説明を求めます。

5番 河村志信君。

○5番（河村志信君）

発議第4号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について。

防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について、別紙のとおり発案する。令和2年12月8日提出。提出者、本巢市議会議員 河村志信、賛成者、本巢市議会議員 大西徳三郎議員、同、村瀬明義議員、同、鏑本規之議員、同、堀部好秀議員。本巢市議会議員長 黒田芳弘様。

防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書（案）。

近年、東日本大震災をはじめ熊本地震、大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、貴い人命や貴重な財産が奪われる大規模地震が頻発している。

加えて、ここ3年ほどの間だけでも、平成30年の7月豪雨、令和元年8月豪雨、台風15号及び台風19号、令和2年の7月豪雨及び台風10号など、広範囲に甚大な被害をもたらす自然災害が発生し、国民の安全・安心を脅かす事態が常態化している。

国においては、激甚化・頻発化する自然災害への対策として「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に現在取り組まれているところであるが3か年で国土強靱化を図り国民の安全・安心を確保するのは極めて困難である。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により人や物の動きが強く制限され、我が国の経済

活動は深刻な状況にある。このような状況の中、同感染症拡大終息後の社会経済の迅速な回復を図るには、物流や観光など人や物の動きを支える道路など社会資本の整備及び維持がこれまで以上に求められている。特に社会資本整備の遅れている地方においては、その必要性が極めて高いものとする。

よって、国においては、国土強靱化及び社会資本整備を強力かつ着実に推進するため、下記の措置を講じるよう強く要望する。

記1. 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」その後も確実に国土強靱化を進めるため、令和3年度以降についても必要な事業予算を安定的・継続的に確保すること。

2. 社会資本整備の遅れている地方において、社会資本の整備及び維持を確実に進めるよう予算を安定的かつ持続的に確保するとともに、地方分担分について地方財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月8日、岐阜県本巣市議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣官房長官。

以上です。

○議長（黒田芳弘君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第4号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

閉会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で本会議に提出されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第4回本巣市議会定例会を閉会といたします。

皆様方におかれましては、23日間にわたりまして大変お疲れさまでした。

午前11時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 黒 田 芳 弘

署 名 議 員 河 村 志 信

署 名 議 員 澤 村 均